

(別紙様式4)

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 : 不妊症等に関する支援促進条例 (案)
意見募集期間 : 令和7年2月7日～令和7年2月28日
意見等の提出件数 : 6 件 (3 人)

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
前文	(条例原案1ページ目) 条例が策定されることで不妊治療に対する理解が深まり、治療に臨む環境が整うことを期待する。	1	【本文の趣旨に一致】 条例原案1ページ目に記載のとおり、社会全体で不妊症及び不育症に関する支援をより一層促進するため条例を策定します。
第2章	(条例原案3ページ目) プレコンセプションケアを学校教育の場でも発信していただくことが重要である。	1	【本文の趣旨に一致】 条例原案3ページに記載のとおり、教育現場と連携し、普及啓発に取り組みます。
	(条例原案3ページ目) 不妊治療等の充実について、今後も先進医療費助成を継続して行うことで負担軽減に取り組んでほしい。	1	【今後の取組の参考】 条例原案4ページ目、第5章に記載のとおり、経済的負担の軽減につながるよう施策に取り組みます。
第3章	(条例原案3ページ目) 不妊治療を継続していく上での負担は、経済的な負担ももちろんだが、職場の理解が必要不可欠であり、治療の通院における休暇取得ができるなど、職場環境の整備が必要である。	1	【本文の趣旨に一致】 条例原案3ページ目に記載のとおり、職場の理解が進むよう事業者への不妊治療を受ける従業員の就労に関する知識の普及を行い、環境の整備に取り組みます。
	(条例原案3ページ目) 共働きであり、職場の理解促進は率先して進めてほしい。企業において、治療を応援する姿勢を打ち出すだけでも環境が変わると思う。	1	【本文の趣旨に一致】 条例原案3ページ目に記載のとおり、職場の理解が進むよう事業者への不妊治療を受ける従業員の就労に関する知識の普及を行い、環境の整備に取り組みます。
	(条例原案3ページ目) 事業者に向けて、不妊治療の知識の普及は必要であり、休みやすい環境整備の必要性を企業に認識してもらふことが必要である。	1	【本文の趣旨に一致】 条例原案3ページ目に記載のとおり、職場の理解が進むよう事業者への不妊治療を受ける従業員の就労に関する知識の普及を行い、環境の整備に取り組みます。